

- 三次市都市計画マスタープラン策定経過
 - 三次市都市計画マスタープラン庁内ワーキング会議・三次市都市計画マスタープラン策定委員会
 - 地元説明会
 - パブリックコメント（意見公募）
 - 都市計画審議会
- 三次市都市計画審議会条例
- 三次市都市計画審議会委員名簿
- 三次市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱
- 三次市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿
- 市民アンケート集計結果
- 用語解説

三次市都市計画マスタープラン策定経過

○三次市都市計画マスタープラン 策定状況

平成26年度

- ①現況把握
- ②上位・関連計画の収集・整理
- ③住民意向の把握（市民アンケート）

H27.1.15 配布, H27.1.31 締切
市内に居住する18歳以上80歳未満の市民から抽出した3000人を対象に実施

平成27年度

④三次市都市計画マスタープラン案の作成

三次市の現況と課題

現況整理・分析

アンケート分析

課題整理

全体構想

都市づくりの目標

分野別の方針

地域別構想

地域区分

地域のまちづくり方針

実現化方策

※策定委員会前に三次市役所内関係部課長等による「庁内ワーキング会議」を開催し、策定委員会前に議題内容についての事前調整等を実施

第1回庁内ワーキング会議(H27.5.19開催)

第1回策定委員会(H27.6.1開催)

第2回庁内ワーキング会議(H27.7.21開催)

第2回策定委員会(H27.8.7開催)

第3回庁内ワーキング会議(H27.10.19開催)

第3回策定委員会(H27.11.16開催)

⑤地元説明会（都市計画区域）の開催

三良坂地域	H27.11.20(金)	19:00～20:30	三次市三良坂支所 2階会議室
三次地域	H27.11.24(火)	13:30～15:00	みよしまちづくりセンター1階ペペらホール
		19:00～20:30	みよしまちづくりセンター1階ペペらホール
吉舎地域	H27.11.26(木)	19:00～20:30	三次市吉舎支所 2階会議室

⑥パブリックコメントの実施

平成27年12月14日～平成28年1月8日

【意見公募対象者】

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所または事務所に有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- ・市内に存する学校に在学する人
- ・「三次市都市計画マスタープラン(案)」に利害関係を有するもの

※素案を、三次市ホームページに掲載したほか、三次市役所建設部都市建築課・各支所に設置し、意見公募を実施

第4回庁内ワーキング会議(H28.1.19開催)

第4回策定委員会(H28.1.21開催)

⑦都市計画審議会

平成28年2月3日開催

⑧マスタープランの策定

平成28年3月公表

三次市都市計画審議会条例

○三次市都市計画審議会条例

平成16年4月1日条例第228号

改正

平成19年3月30日条例第4号

平成20年6月26日条例第23号

平成26年12月17日条例第41号

三次市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項に基づき、三次市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が決定し、又は変更しようとする都市計画に関すること。
- (2) 良好な景観の形成に関する重要な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 市議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4人以内
- (4) 市民の代表者 3人以内

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき、任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の掌握事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市建築課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第41号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

第2条 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市行政組織条例，三次市表彰条例，みよしまちづくりセンター設置及び管理条例，三次市生涯学習センター設置及び管理条例，三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例，三次市体育施設設置及び管理条例，三次市営水泳プール設置及び管理条例，三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例，三次市B&G海洋センター設置及び管理条例，三次市病後児保育室設置及び管理条例，三次市都市計画審議会条例，三次市青少年問題協議会条例，三次市スポーツ推進審議会設置条例，三次市総合計画審議会条例，三次市こども発達支援センター設置及び管理条例又は三次市民ホール設置及び管理条例（以下「三次市行政組織条例等」という。）の規定によりなされた手続，処分その他の行為は，改正後の三次市行政組織条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

三次市都市計画審議会委員名簿

部門	役職等	審議会役職
三次市都市計画審議会条例 第3条第2項第1号 【学識経験者】	広島国際大学 准教授	橋本 清勇
	広島大学 准教授	塚井 誠人
	三次商工会議所 常議員 運輸交通業部会長	吉村 信行
	司法書士	大井 睦子
三次市都市計画審議会条例 第3条第2項第2号 【市議会の議員】	市議会議員	助木 達夫
	市議会議員	澤井 信秀
	市議会議員	山村 恵美子
	市議会議員	鈴木 深由希
三次市都市計画審議会条例 第3条第2項第3号 【関係行政機関の職員】	国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所長	溝山 勇
	広島県北部建設事務所長	北嶋 敏之
	広島県北部農林水産事務所長	池田 浩二
	広島県北部厚生環境事務所長	田中 將英
三次市都市計画審議会条例 第3条第2項第4号 【市民の代表者】	市民代表	竹中 典彦
	市民代表	浜岡 裕美
	市民代表	藤井 ひとみ

※所属は委員委嘱当時のもの

※敬称略

三次市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

○三次市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 1 日告示第 184 号

三次市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、三次市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン策定のための調査及び分析に関する事項
- (2) 都市計画マスタープラン策定に関する意見の提案
- (3) その他都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項

(組織の構成)

第 3 条 策定委員会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体等の役員等
- (3) 国土交通省職員
- (4) 県職員
- (5) 市職員（特別職を含む。）

3 策定委員会は委員の互選により委員長を置く。

4 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員が出席できないときは、当該委員から授権のあった代理者が出席することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、市長から委嘱された日から第 2 条に規定する所掌事項の終了までとする。

(事務局)

第 6 条 策定委員会の事務局は、三次市建設部都市建築課に置く。

(雑則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(最初の会議の特例)

2 この告示の施行後最初の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

三次市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	組 織	策定委員会役職
学 識 経 験 者	塚 井 誠 人	広島大学 大学院工学研究院 准教授	委員長
団 体 代 表 関 係 行 政 機 関 市 民 代 表	三 上 勝 明	社会福祉法人 三次市社会福祉協議会 常務理事事務局長	
	田 原 恵	一般社団法人 三次市観光協会	
	越 道 優 一	三次商工会議所 青年部会長	
	前 新 勉	三次広域商工会 青年部部長	
	竹 間 芳 憲	三次農業協同組合 金融共済部共済課係長	
	佐々木 桂子	三次市女性連合会 会長	
	若 俊 治	三次市住民自治組織連合会 幹事	
	砂 堀 松 男	国土交通省中国地方整備局三次 河川国道事務所 調査設計課長	
	武 田 和 史	広島県北部建設事務所 次長(技術)	
	瀬 崎 智 之	三次市 副市長	
	中 原 み どり	三次市政策部 政策課長	
	菅 原 啓 子	三次市地域振興部 観光交流課長	
	瀧 奥 恵	三次市子育て・女性支援部 部長	
	花 本 英 蔵	三次市産業環境部 部長	
	坂 本 高 宏	三次市水道局 局長	

※所属は委員委嘱当時のもの

※敬称略

市民アンケート集計結果

1. 調査の目的

都市計画マスタープランの策定に当たって、市民が日頃感じている三次市の都市環境などに対する印象やこれからのまちづくりのあり方について把握し、これを都市計画マスタープランに反映させていくことを目的とする。

2. 調査の概要

(1) 調査の対象と対象の抽出

①調査の対象	市内に居住する 18 歳以上 80 歳未満の市民から 3,000 人を対象とする									
②対象の抽出	都市計画区域からの意見と若い世代からの意見が反映できるよう配分比、票数を調整し、男女それぞれ 1,500 人ずつを住民基本台帳に基づき無作為抽出を行った。									
③抽出数		合 計	旧 三 次 市	甲 奴 町	君 田 村	布 野 村	作 木 村	吉 舎 町	三 良 坂 町	三 和 町
	H22 国勢調査 18～79 歳人口 (人)	40,411	27,431	1,825	1,148	1,178	1,040	2,999	2,540	2,250
	抽出数 (人)	3,000	2,142	98	98	98	98	206	162	98
	抽出率 (%)	7.4%	7.8%	5.4%	8.5%	8.3%	9.4%	6.9%	6.4%	4.4%
		合 計	10 歳 代	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 代	80 歳 代
	H22 国勢調査 18～79 歳人口 (人)	40,411	650	4,153	6,572	5,977	7,636	8,202	7,221	1,182
	抽出数 (人)	3,000	107	759	606	556	500	333	139	102
	抽出率 (%)	7.4%	16.5%	18.3%	9.2%	9.3%	6.5%	4.1%	1.9%	8.6%

(2) 調査の方法と回収結果

- ①配布回収方法 郵送による配布，回収とした
- ②配布日 平成 27 年 1 月 15 日
- ③回収締め切り日 アンケート票に記載した締切日：平成 27 年 1 月 31 日
集計対象は 2 月 15 日到着分までとした
- ④回収結果

配布数	3,000 票	・母集団は 18 歳以上人口 40,411 人(H22 国勢調査)となり，標本誤差は±2.9% (標本の割合が 50%の場合 47.1%~52.9%) となる。
回収数	1,115 票	
回収率	37.2%	

3. アンケート調査結果の概要

問1 お住まいの場所をお答えください

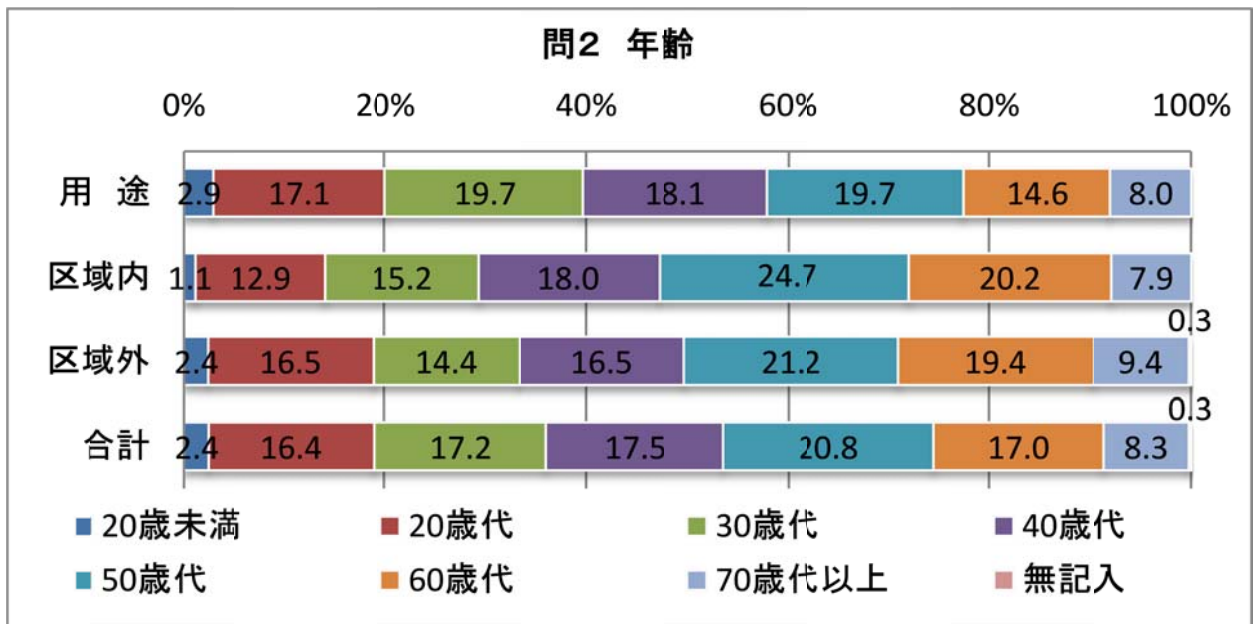
地域別回収数

地域区分	回収数	割合
用途地域	590	52.9
都市計画区域内	178	16.0
都市計画区域外	340	30.5
無記入	7	0.6
総計	1,115	100.0

地区別回収数と地域区分

地区名	回収数	地域区分	用途地域	都市計画区域内	都市計画区域外
01 青河町	8	3区域外			8
02 秋町	2	3区域外			2
03 穴笠町	2	3区域外			2
04 有原町	3	3区域外			3
05 粟屋町	34	2区域内		34	
06 石原町	1	3区域外			1
07 糸井町	9	3区域外			9
08 上田町	4	3区域外			4
09 後山町	4	3区域外			4
10 海渡町	5	3区域外			5
11 江田川之内町	7	2区域内		7	
12 大田幸町	18	3区域外			18
13 小文町	3	3区域外			3
14 上川立町	13	3区域外			13
15 上志和地町	7	3区域外			7
16 木乗町	1	3区域外			1
17 小田幸町	1	3区域外			1
18 塩町	5	2区域内		5	
19 志幸町	1	2区域内		1	
20 四拾貫町	29	1用途	29		
21 下川立町	7	3区域外			7
22 下志和地町	10	3区域外			10
23 高杉町	14	2区域内		14	
24 十日市	233	1用途	233		
25 西河内町	4	3区域外			4
26 西酒屋町	23	2区域内		23	
27 畠敷町	119	1用途	119		
28 東河内町	3	3区域外			3
29 東酒屋町	24	1用途	24		
30 日下町	5	3区域外			5
31 南畑敷町	57	1用途	57		
32 三原町	1	3区域外			1
33 三次町	70	1用途	70		
34 三若町	15	3区域外			15
35 向江田町	20	2区域内		20	
36 廻神町	14	3区域外			14
37 山家町	3	3区域外			3
38 和知町	14	3区域外			14
39 君田町	33	3区域外			33
40 布野町	42	3区域外			42
41 作木町	29	3区域外			29
42 吉舎町	74	2区域内		74	
43 三良坂町	58	1用途	58		
44 三和町	39	3区域外			39
45 甲奴町	40	3区域外			40
無記入	7				
合計	1115		590	178	340

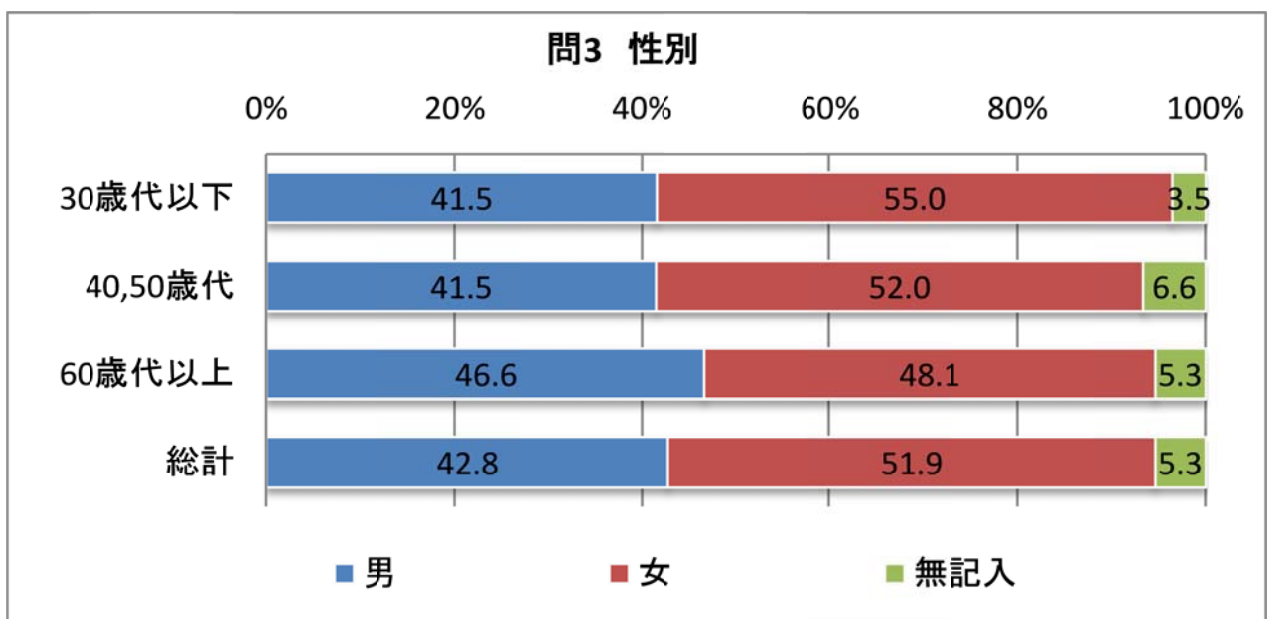
問2 あなたの年齢は



問3 あなたの性別は

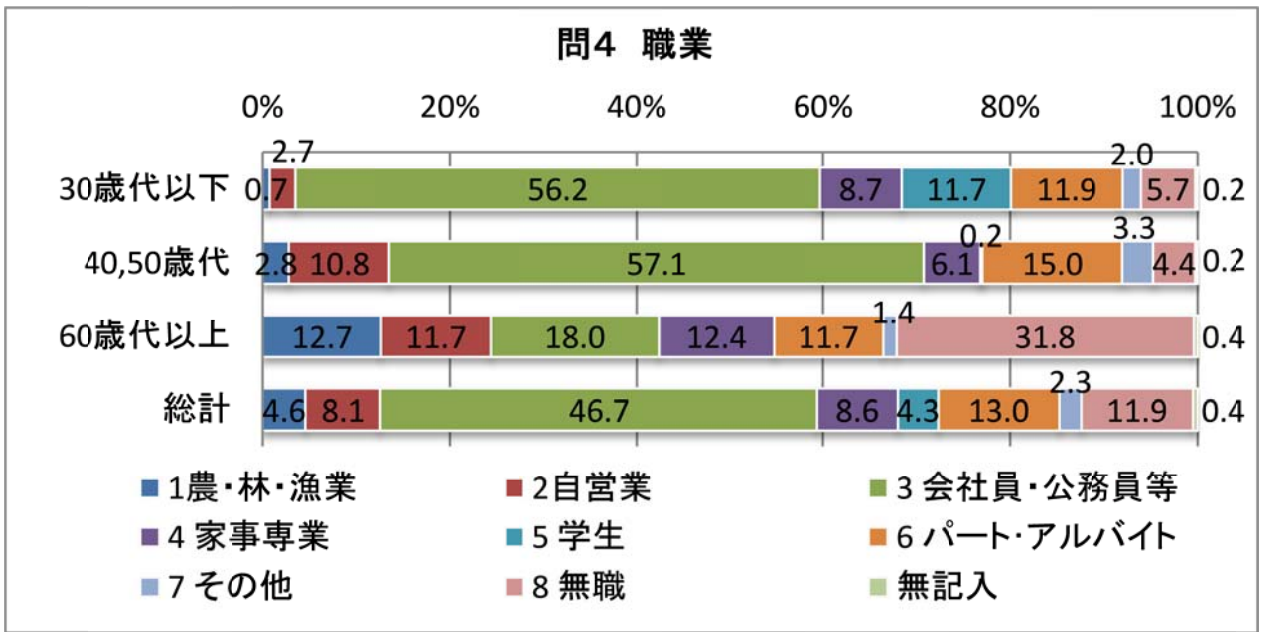
1 男

2 女

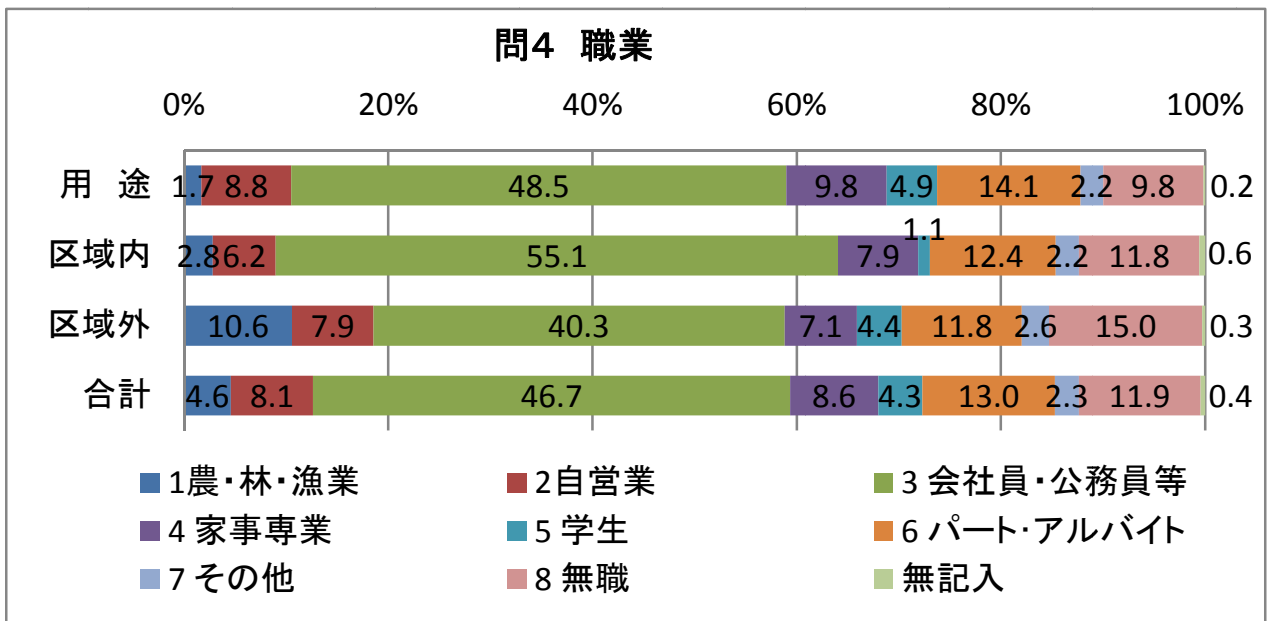


問4 あなたのご職業は

○年齢区分別

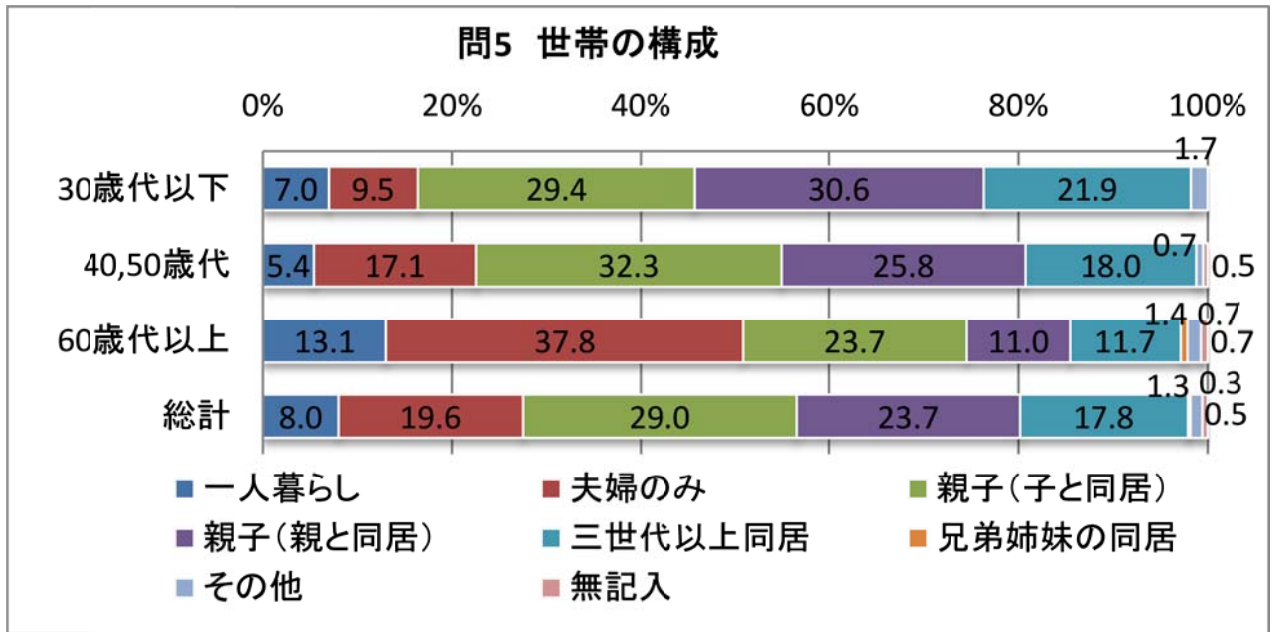


○地域別

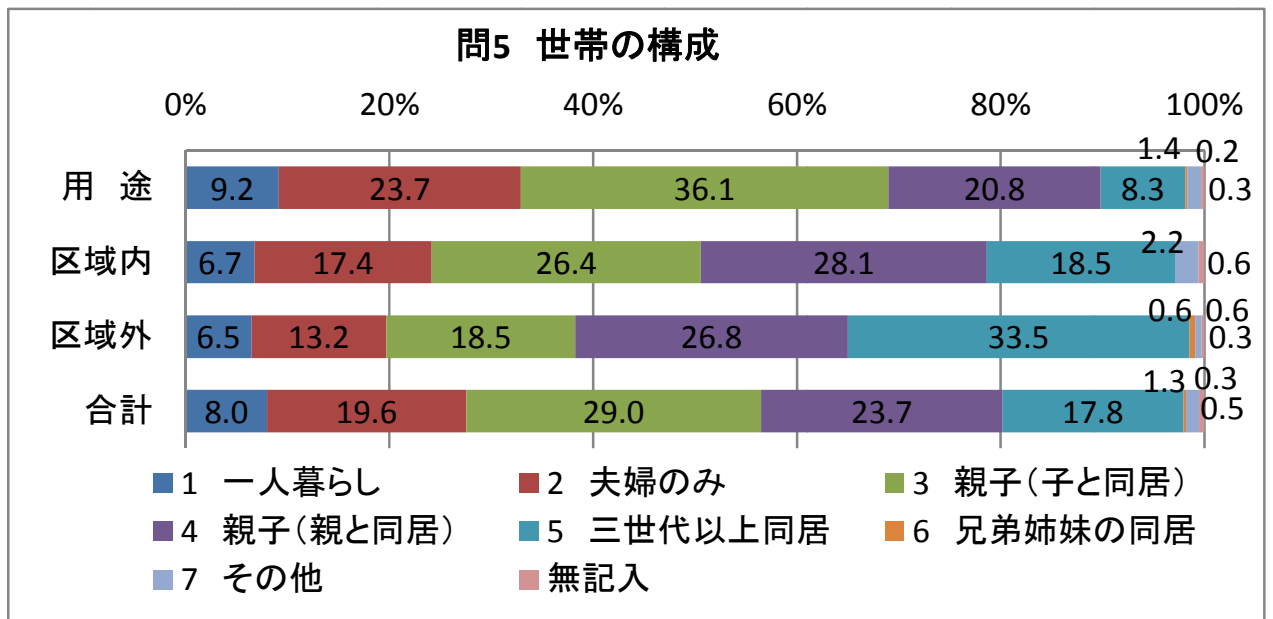


問5 世帯の構成は

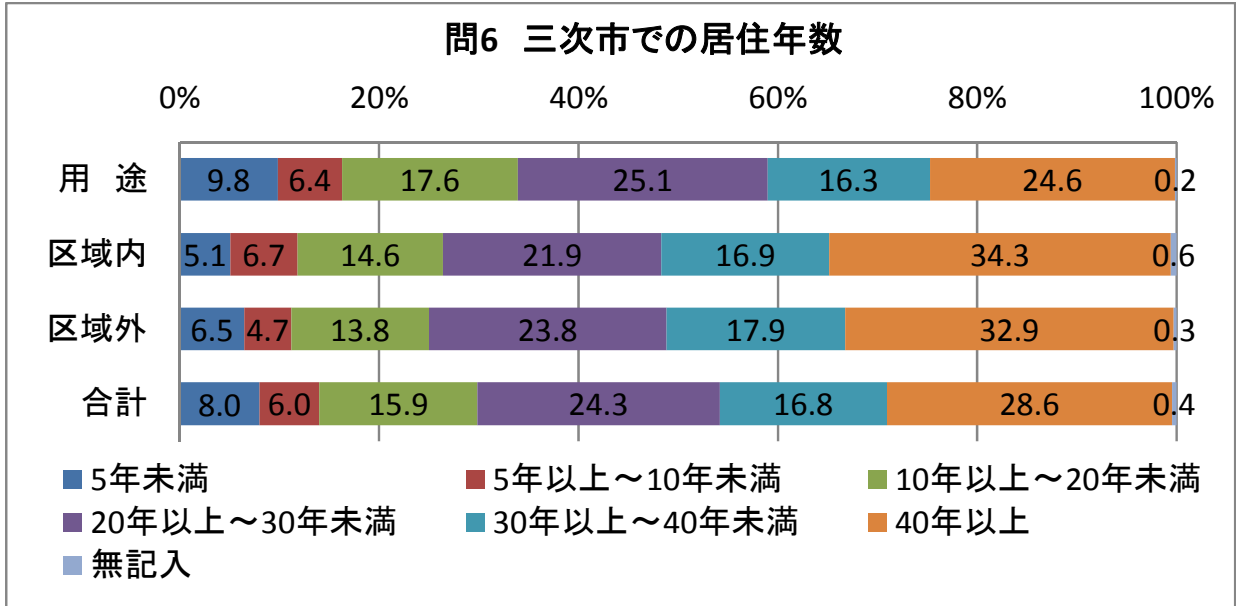
○年齢区分別



○地域別

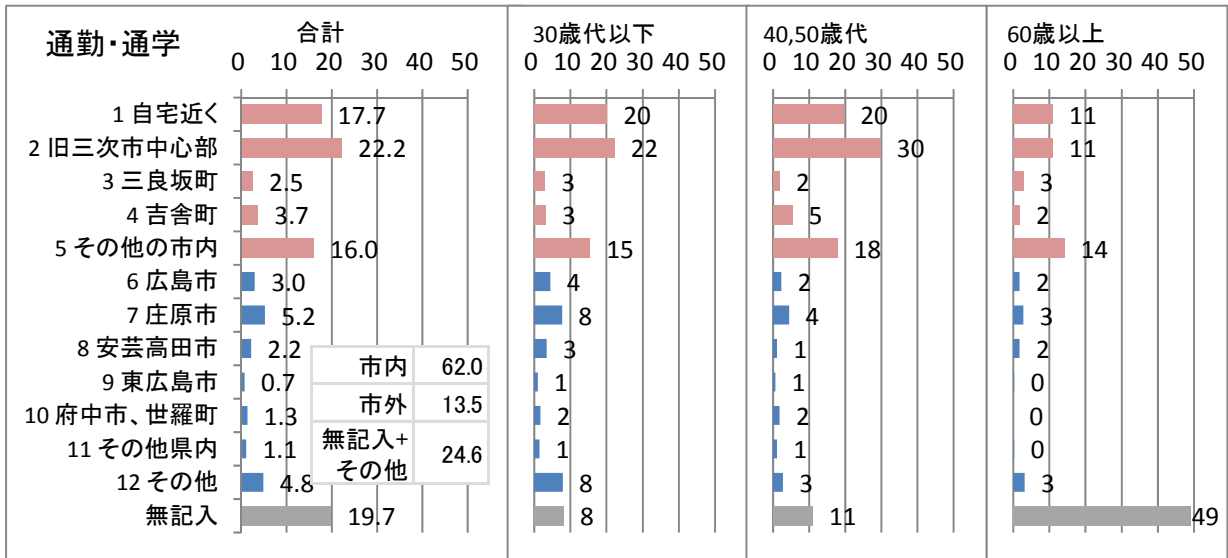


問6 三次市にお住まいになってどのくらいになりますか(通算でお答えください)

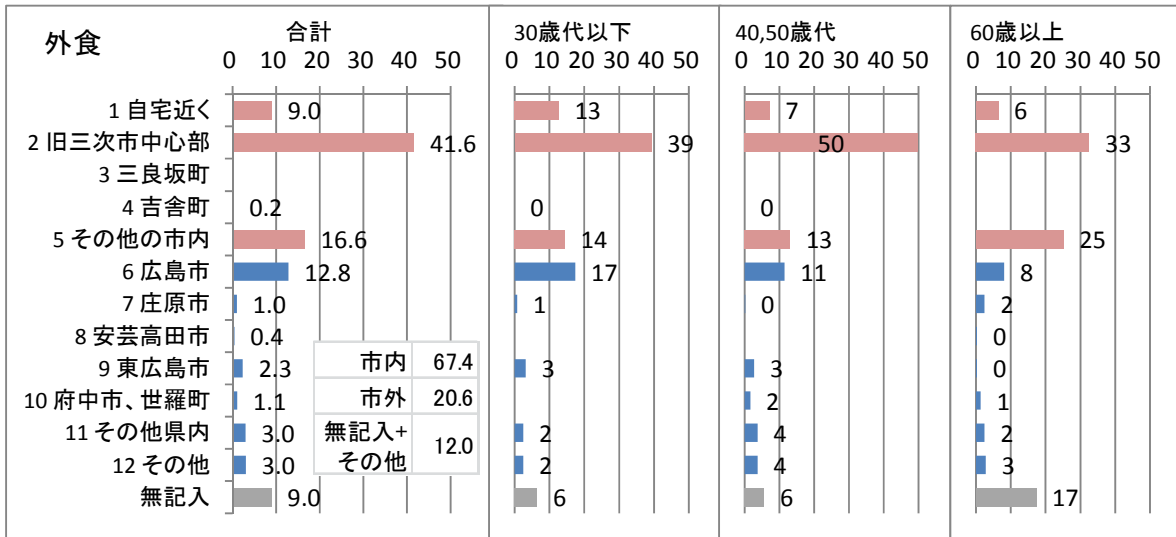


問7 日常の活動場所についてうかがいます。次の(1)～(9)の活動の「主な行き先」について、教えてください。

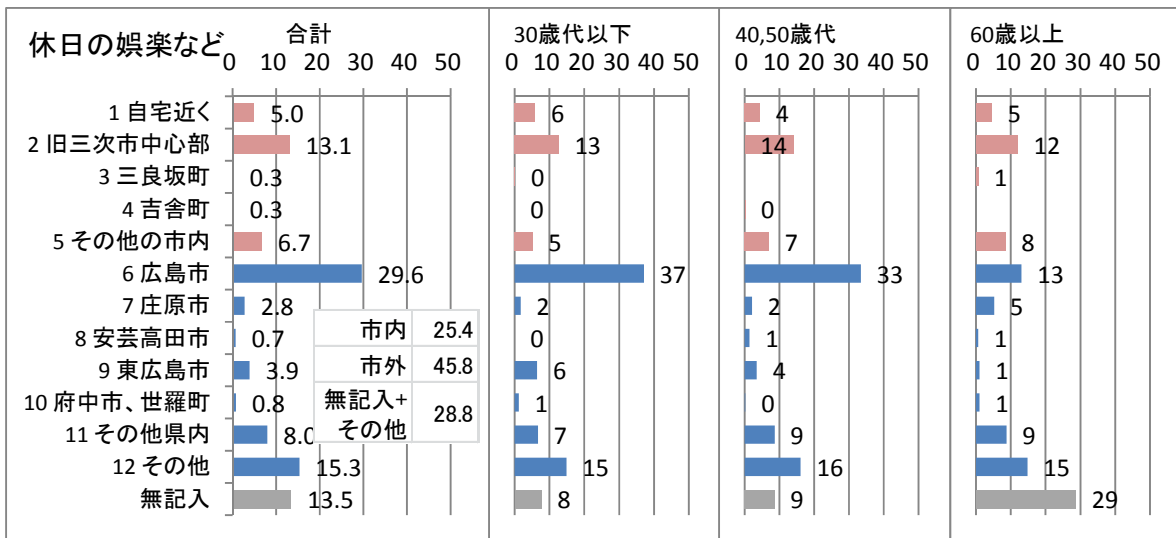
(1) 通勤または通学



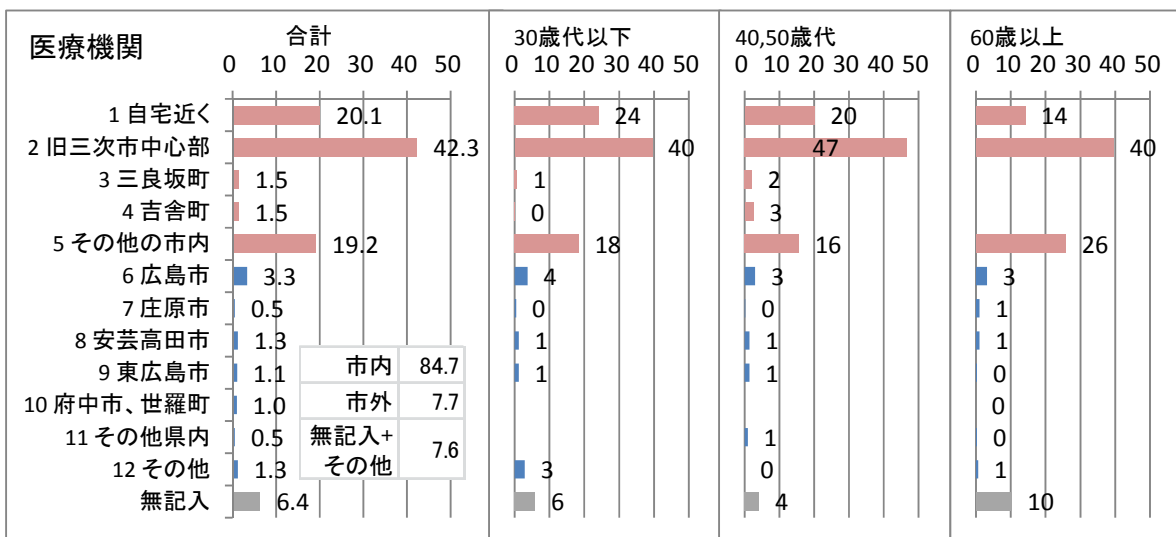
(5) 外食



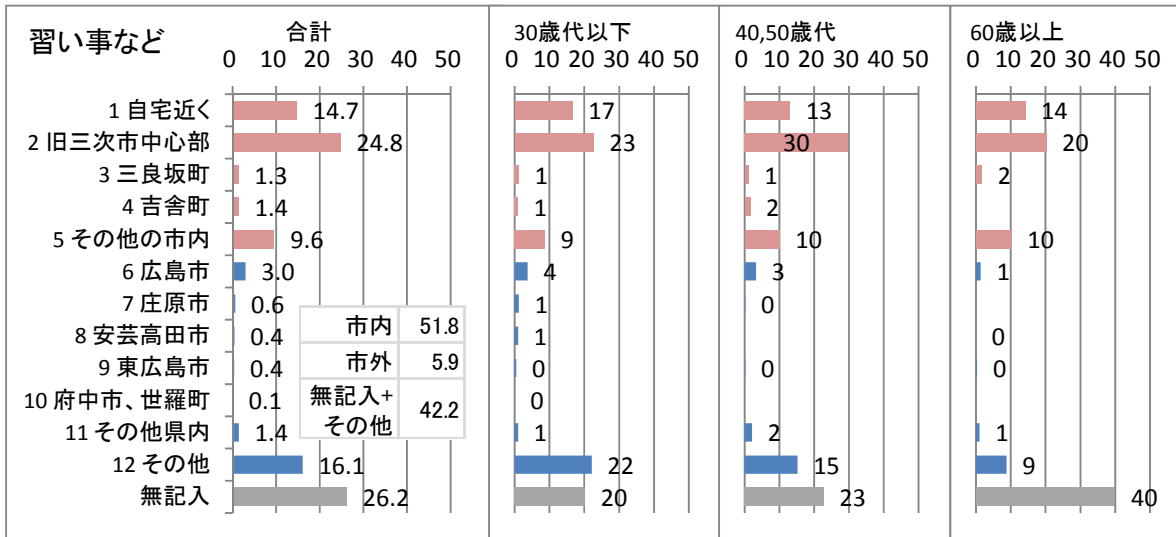
(6) 休日の娯楽など



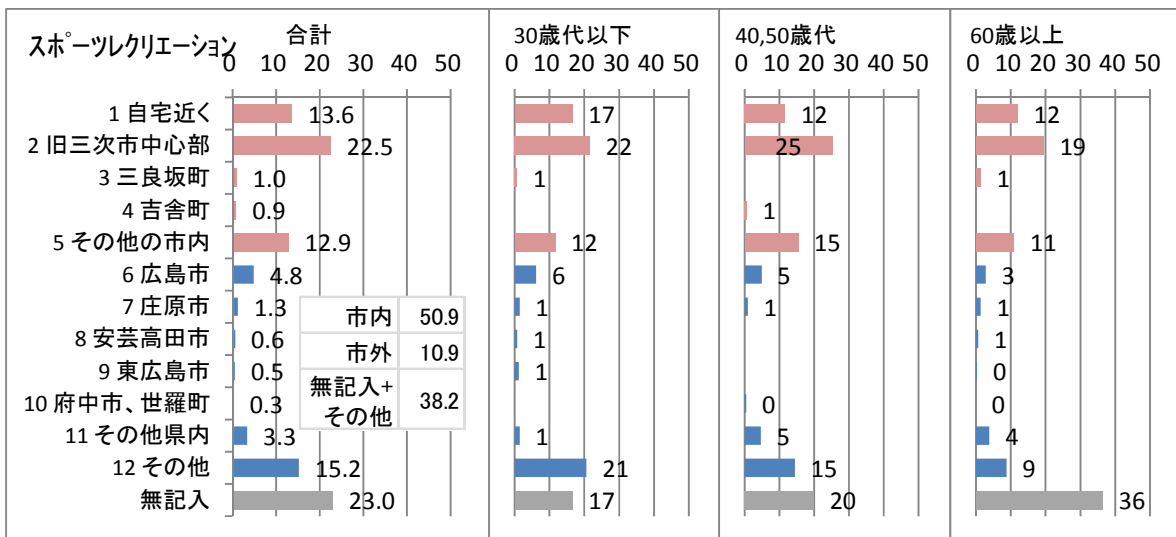
(7) 病院、医院などの医療機関



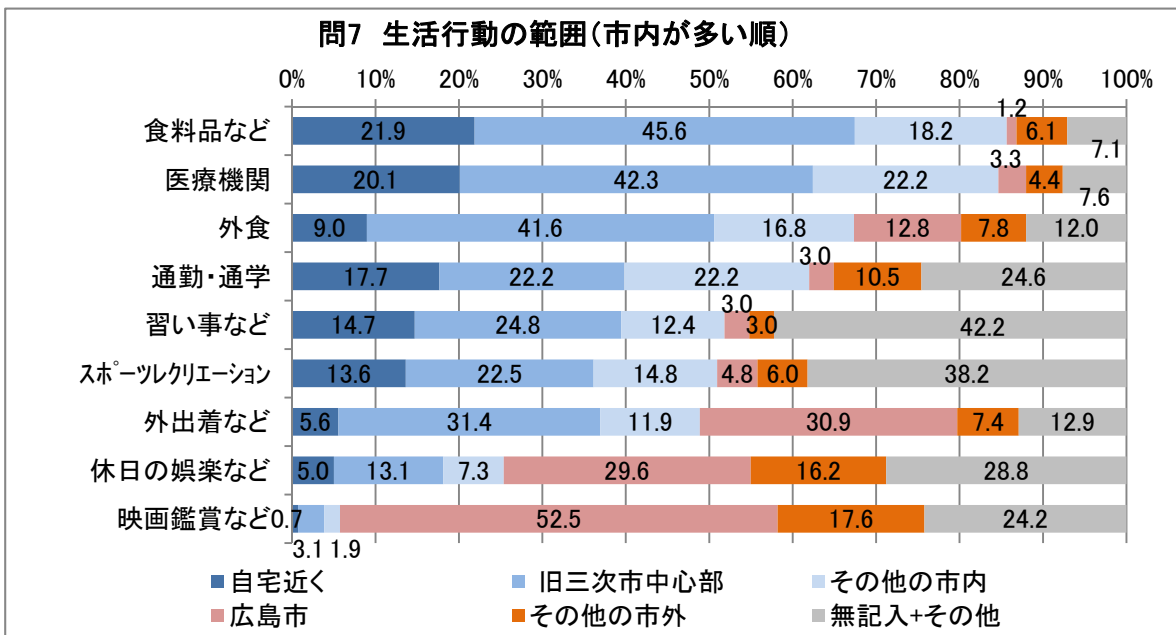
(8) 文化サークルや習い事など



(9) スポーツやレクリエーション活動



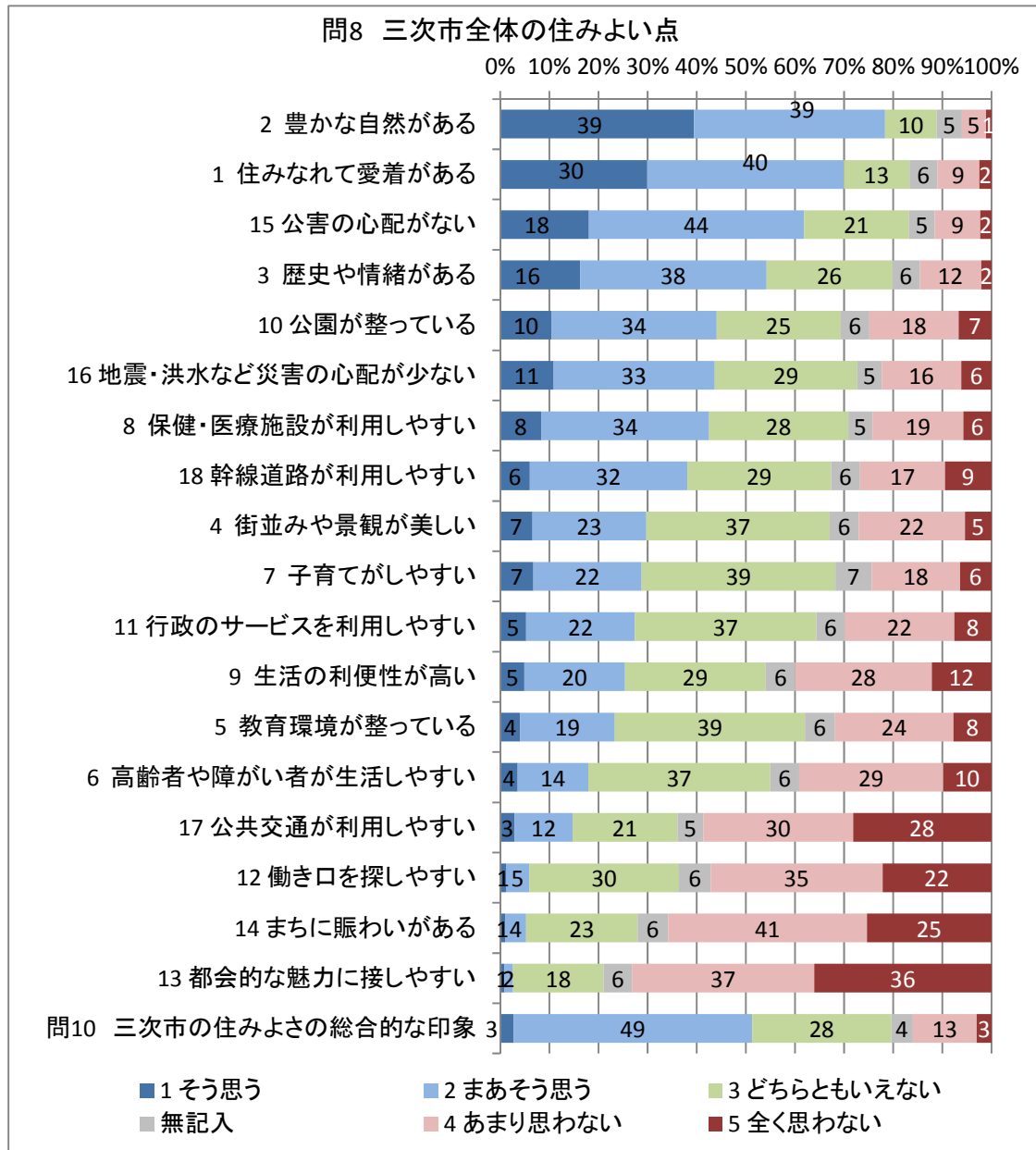
(10) まとめ



○問8及び問10の回答結果のクロス集計

問8 三次市全体の印象として「住みよいところ」は、どのような点だと思われますか。

問10 総合的な印象として、三次市の住みよさはいかがでしょうか。



問9 以上のほか、三次市の住みよさ又は住みにくさについてご意見がありましたら、記入してください。

記入数	用途地域	区域内	区域外	合計
住みよさ	43	10	17	70
住みにくさ	191	54	89	334
意見・要望	64	21	38	123
合計	298	85	144	527
割合	用途地域	区域内	区域外	合計
住みよさ	14.4	11.8	11.8	13.3
住みにくさ	64.1	63.5	61.8	63.4
意見・要望	21.5	24.7	26.4	23.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

●用途地域

分類	回答数
住みよさ	43
子育て環境が良い	7
規模がちょうど良い(人口、交通量、市街地)	6
気候・自然環境が良い	4
街並み整備または整備に期待	4
インフラ整備が充実している	2
医療環境が良い	2
交通の利便性が良い	2
災害が少ない	2
地域・人間関係が良い	2
田舎と都会のバランスが良い	2
風情がある	2
愛着がある	1
空気・水・食べ物が良い	1
高齢者に向いている	1
商業・観光・イベント	1
文化・スポーツ施設が充実	1
その他	3
住みにくさ	191
商業・娯楽施設がない	34
公共交通関連	29
・便が少ない	(10)
・利便性が悪い	(5)
・広島市内や空港へのアクセスが悪い	(4)
・整備の遅れ	(4)
・運賃が高い	(3)
・通勤・通学、運行時刻への不満	(2)
・連休・延滞などへの不満	(1)
道路整備関連	18
・除雪	(5)
・幅員	(5)
・歩道	(5)
・整備の遅れ	(2)
・安全対策	(1)
物価・家賃・税金が高い、賃金が安い	16
自家用車が無いと不便	15
仕事・就職先がない	9
出産・子育て環境が悪い	9
地域性・人間関係に対する不満	7
若者が住みにくい	7
道路整備(生活道路)	7
生活環境が悪い(騒音・公害・マナーの悪さ)	6
街灯整備・防犯対策の遅れ	5
医療環境に対する不満	5
気候・自然環境が悪い	4
教育環境が悪い	4
公共・スポーツ施設、公園整備に対する不満	3
地域格差に対する不満	3
福祉に対する不満	3
災害・防災対策への不安	2
上下水道整備の遅れ	1
物件が少ない(土地・賃貸)	1
駐車場整備に対する不満	1
その他	2
意見・要望	64
公共交通機関について	10
商業・娯楽施設の充実	8
道路整備について	5
まちづくりについて	5
福祉の充実	5
市役所・職員への要望	4
住宅の問題	4
観光・イベントの充実	3
行政・財政について	3
地域や住民の意識向上	3
若者の定住について	3
ゴミの分別について	2
医療の充実	1
その他	8
総計	299

●都市計画区域内

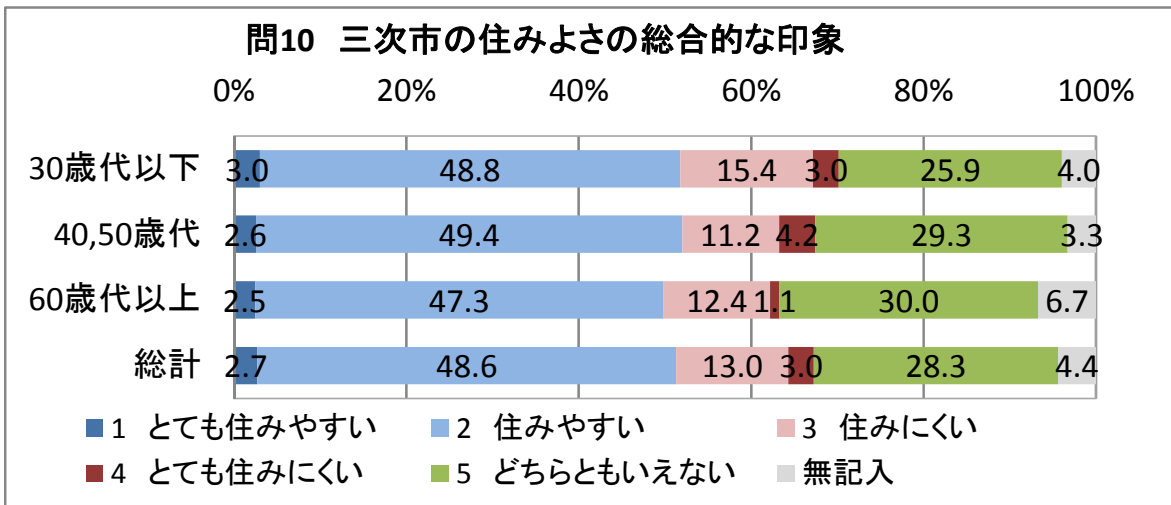
分類	回答数
住みよさ	10
商業・観光・イベント	2
地域・人間関係が良い	2
気候・自然環境が良い	1
愛着がある	1
空気・水・食べ物が良い	1
災害が少ない	1
文化・スポーツ施設が充実	1
その他	1
住みにくさ	54
公共交通関連	17
・利便性が悪い	(6)
・便が少ない	(4)
・整備の遅れ	(3)
・通勤・通学、運行時刻への不満	(2)
・連休・延滞などへの不満	(1)
・広島市内や空港へのアクセスが悪い	(1)
商業・娯楽施設がない	9
地域格差に対する不満	9
道路整備関連	8
・整備の遅れ	(4)
・除雪	(2)
・安全対策	(1)
・幅員	(1)
自家用車が無いと不便	7
気候・自然環境が悪い	4
公共・スポーツ施設、公園整備に対する不満	4
過疎化	3
教育環境が悪い	3
仕事・就職先がない	3
若者が住みにくい	3
出産・子育て環境が悪い	3
地域性・人間関係に対する不満	3
災害・防災対策への不安	2
生活環境が悪い(騒音・公害・マナーの悪さ)	2
福祉に対する不満	2
物価・家賃・税金が高い、賃金が安い	1
医療環境に対する不満	1
少子高齢化への不安	1
その他	4
意見・要望	21
公共交通機関について	5
商業・娯楽施設の充実	3
まちづくりについて	2
住宅の問題	2
道路整備について	1
医療の充実	1
観光・イベントの充実	1
行政・財政について	1
市役所・職員への要望	1
福祉の充実	1
その他	3
総計	85

●都市計画区域外

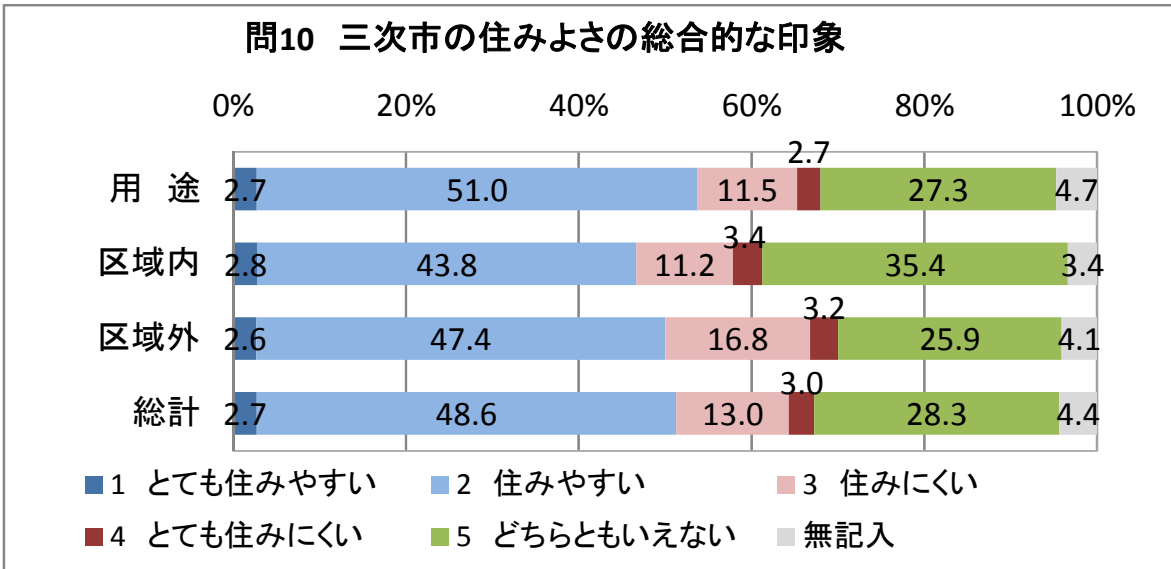
分類	回答数
住みよさ	17
気候・自然環境が良い	3
交通の利便性が良い	3
空気・水・食べ物が良い	2
地域・人間関係が良い	2
子育て環境が良い	1
規模がちょうど良い(人口、交通量、市街地)	1
インフラ整備が充実している	1
医療環境が良い	1
高齢者に向いている	1
商業・観光・イベント	1
街並み整備または整備に期待	1
その他	7
住みにくさ	89
公共交通関連	13
・利便性が悪い	(6)
・便が少ない	(4)
・整備の遅れ	(3)
商業・娯楽施設がない	9
地域格差に対する不満	9
自家用車が無いと不便	7
気候・自然環境が悪い	4
道路整備関連	4
・整備の遅れ	(4)
公共・スポーツ施設、公園整備に対する不満	4
過疎化	3
教育環境が悪い	3
仕事・就職先がない	3
若者が住みにくい	3
出産・子育て環境が悪い	3
地域性・人間関係に対する不満	3
その他	21
意見・要望	38
道路整備について	8
公共交通機関について	4
商業・娯楽施設の充実	2
市役所・職員への要望	4
ゴミの分別について	2
まちづくりについて	2
住宅の問題	2
地域や住民の意識向上	2
若者の定住について	2
医療の充実	1
観光・イベントの充実	1
行政・財政について	1
福祉の充実	1
その他	6
総計	144

問10 総合的な印象として、三次市の住みよさはいかがでしょうか。

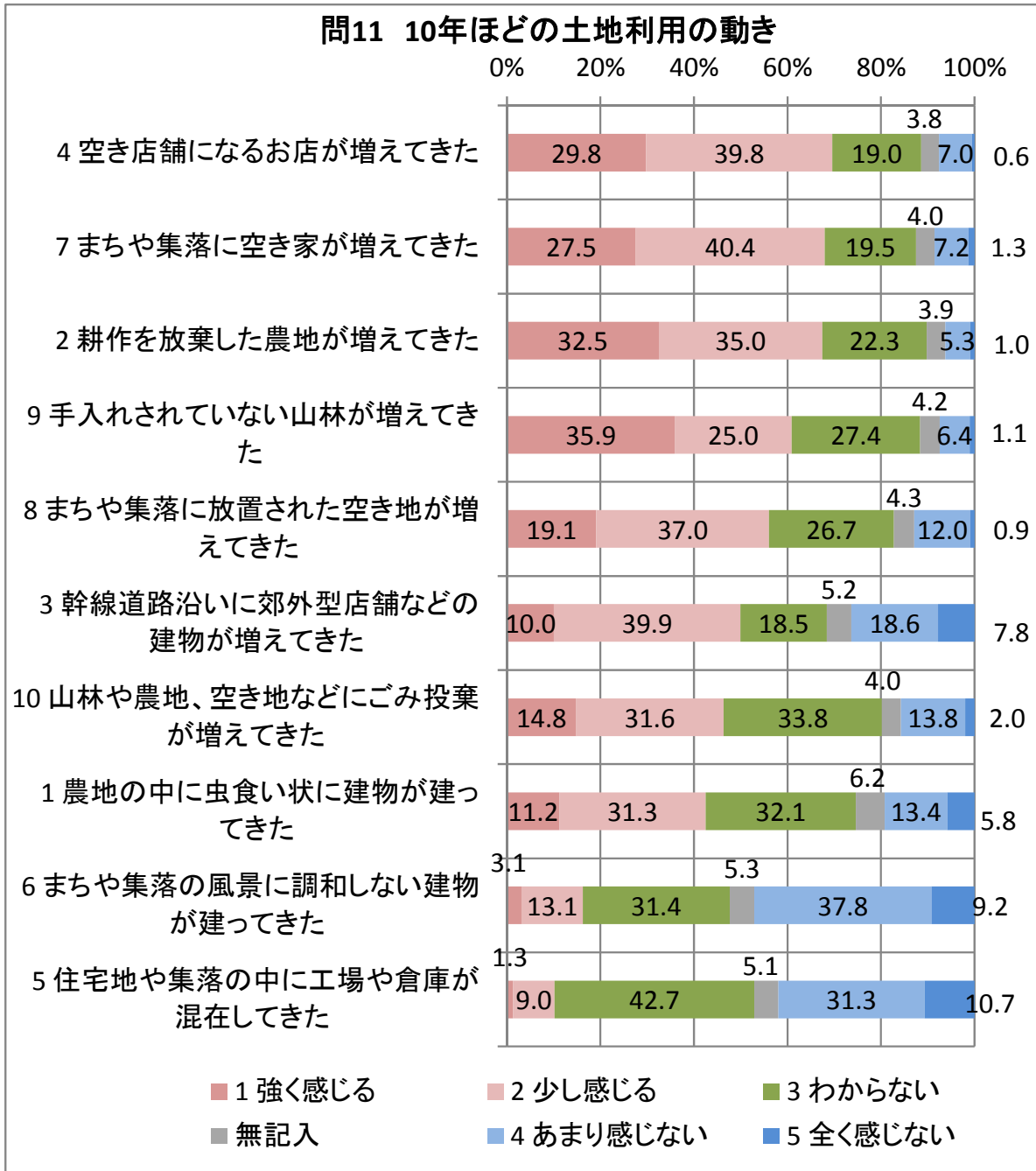
○年齢別集計



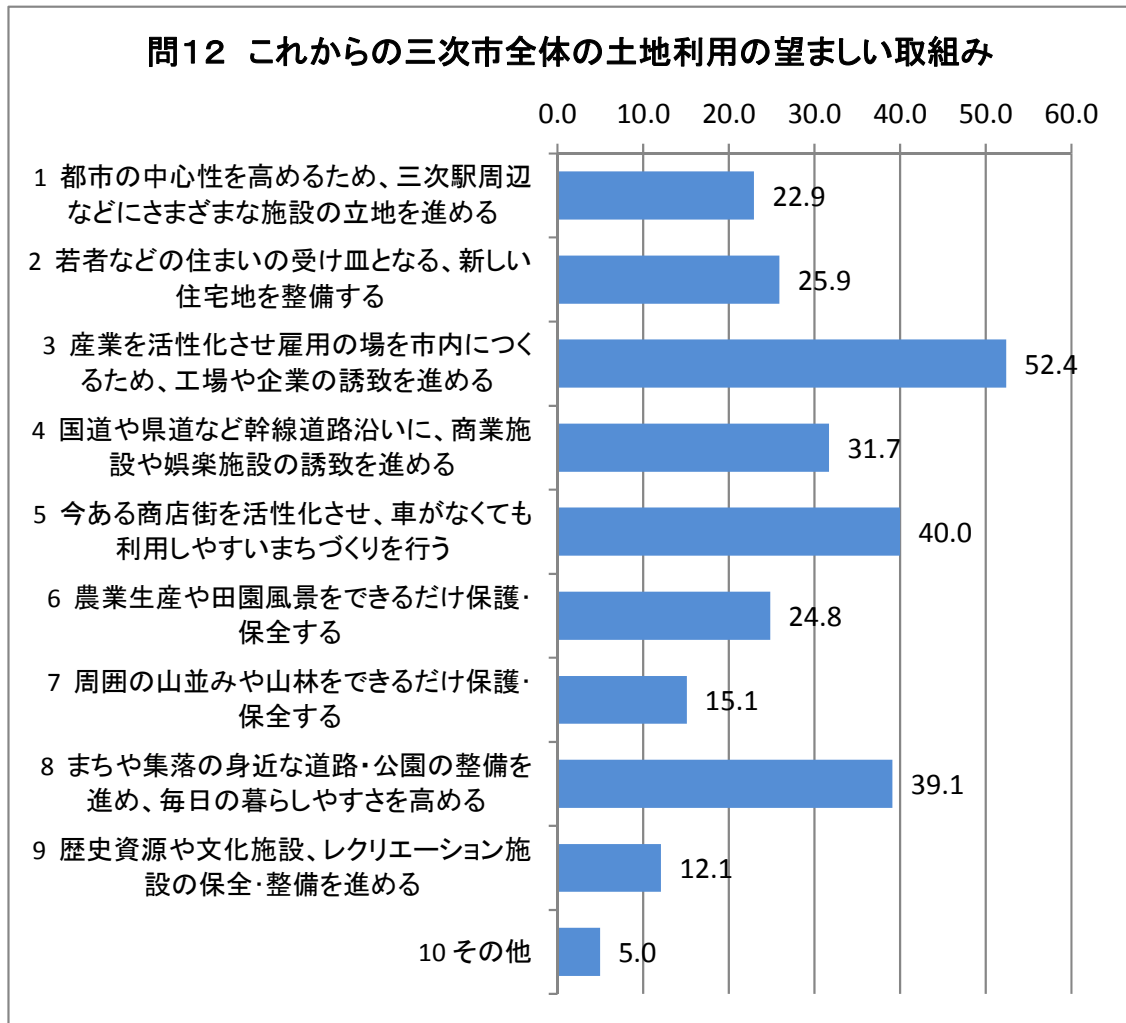
○地域別



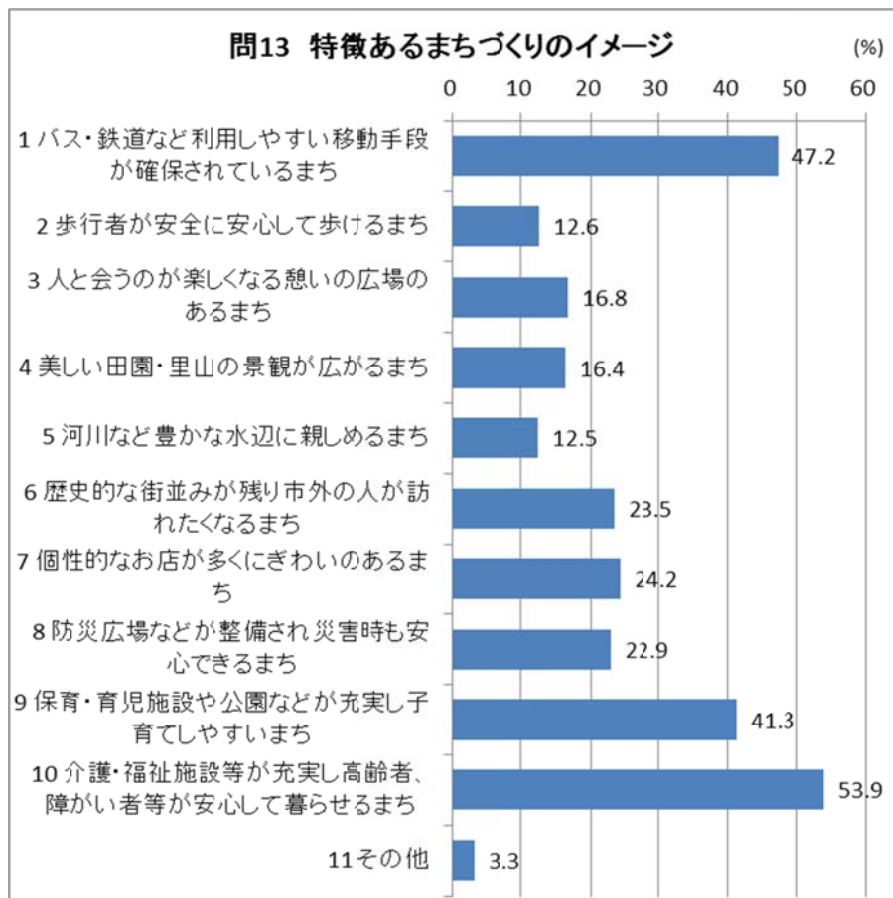
問11 最近10年ほどを振り返って、土地利用の動きとしてどのように感じられていますか。



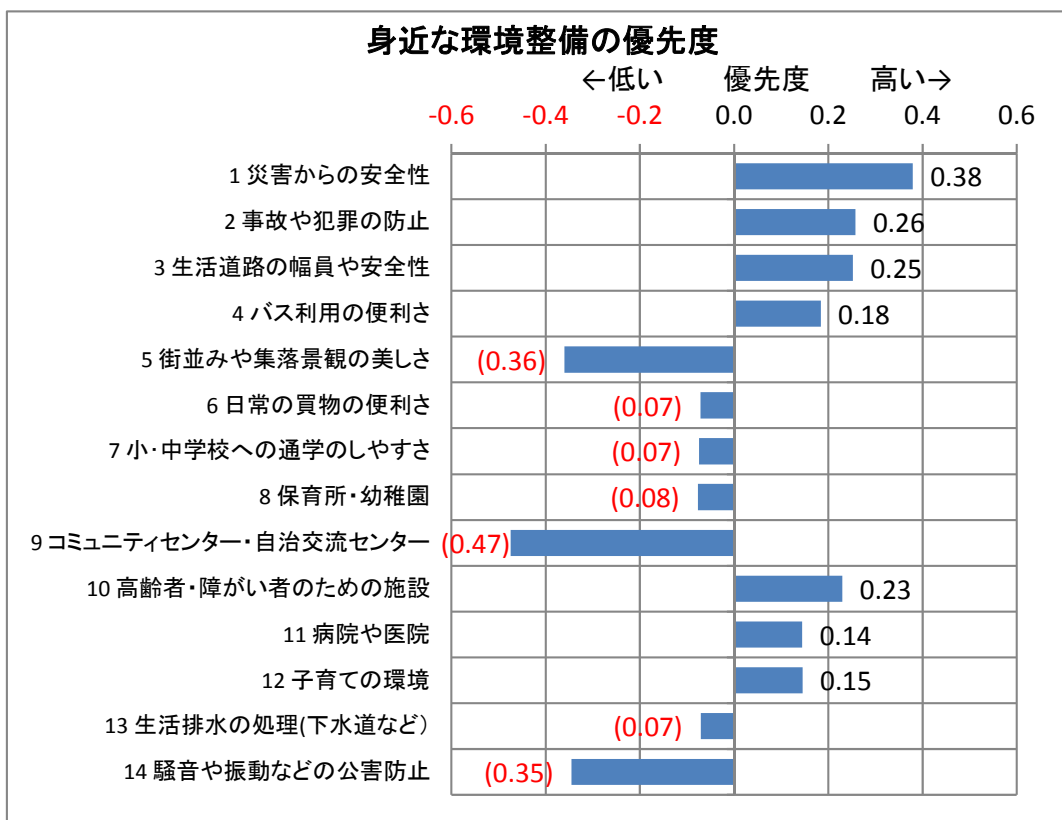
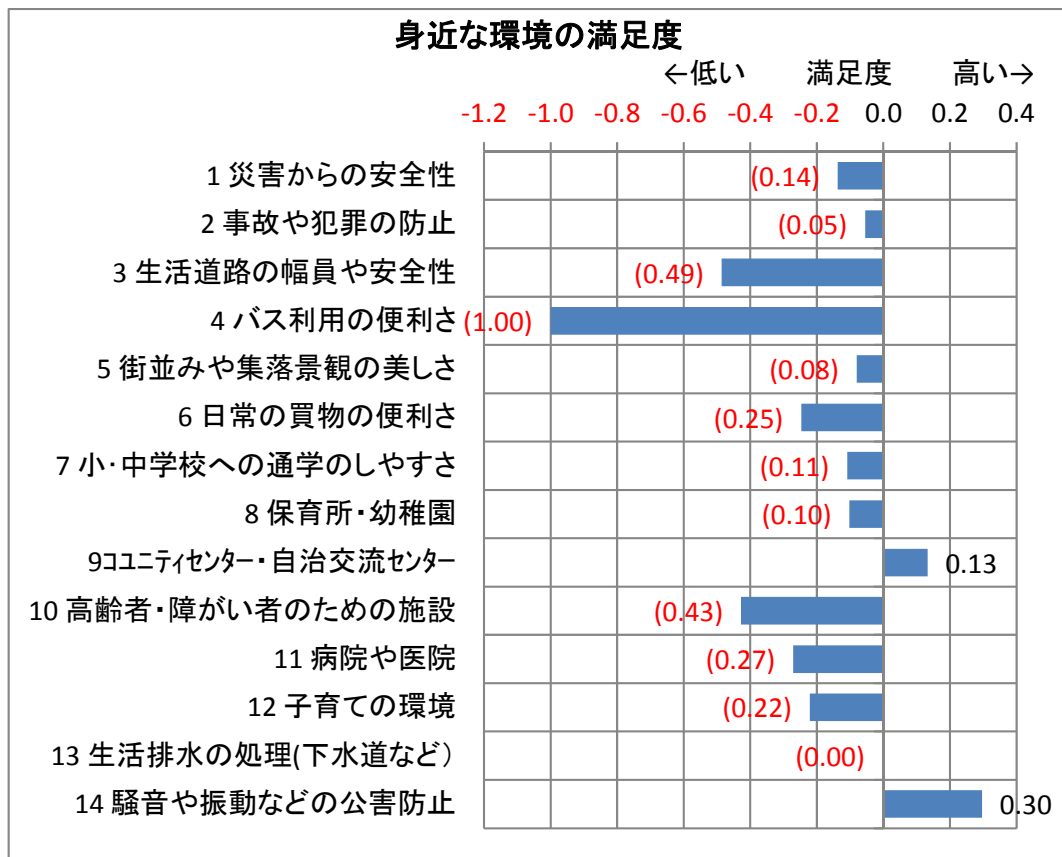
問12 これからの三次市全体の土地利用を考えるにあたって、どのような取組が望ましいと思われますか。



問13 「都市計画」を検討していくにあたっては、安全、快適で便利なまちづくりはもちろんですが、加えて三次らしい、特徴のあるまちづくりを進めていく視点も必要と思われます。
あなたが生活していく上で、たとえばどのようなまちづくりのイメージが考えられますか。



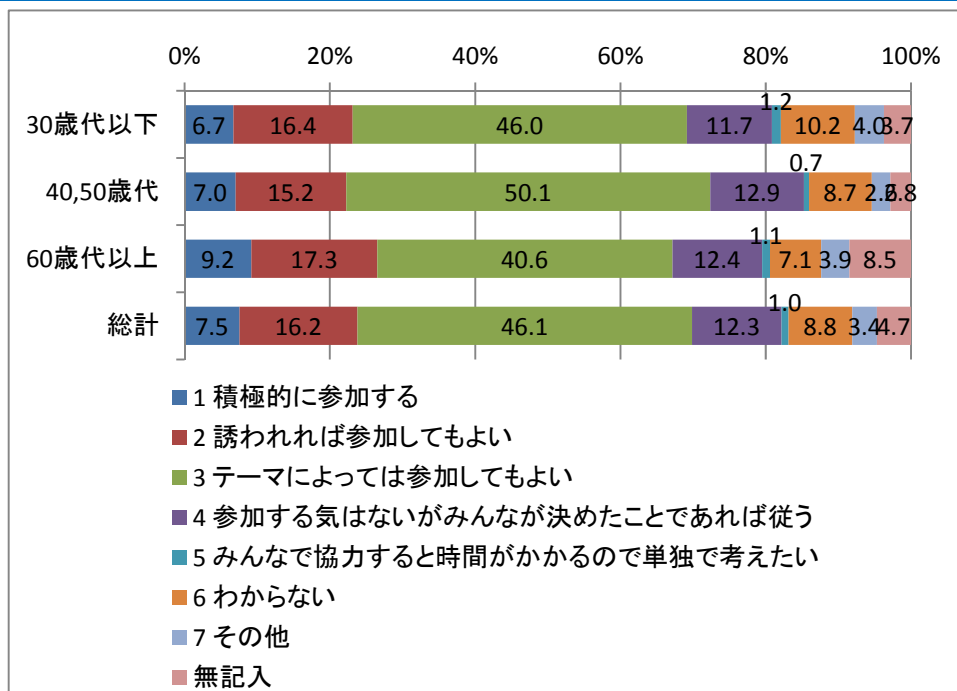
問14 身近な生活環境に関する次の各項目について、現状の満足度及び生活環境を良くしていくための対策の優先度をうかがいます。



問15 前問のほかに「身近な生活環境を改善していくために必要」と思われることがありましたら、具体的に記入してください。

●用途地域		●都市計画区域内		●都市計画区域外	
分類	回答数	分類	回答数	分類	回答数
道路整備	39	道路整備	6	道路整備	11
環境整備(ゴミ・除草・鳥獣害など)	12	公共交通機関の整備・改善	5	環境整備(ゴミ・除草・鳥獣害など)	8
街灯の設置	11	地域・住民の交流	4	インフラ整備・維持管理	8
公共交通機関の整備・改善	8	環境整備(ゴミ・除草・鳥獣害など)	3	高齢者向けの対策	7
都市計画・まちづくりについて	7	都市計画・まちづくりについて	3	周辺地域の整備	6
公共施設・公園等の整備・利用	7	役所の対応について	3	都市計画・まちづくりについて	5
出産・子育て環境	7	周辺地域の整備	3	役所の対応について	5
高齢者向けの対策	6	公共施設・公園等の整備・利用	2	防災対策	5
交通安全・交通マナー向上	6	街灯の設置	2	出産・子育て環境	4
商業・娯楽施設の充実	5	教育環境の整備・充実	2	行政・財政について	4
行政・財政について	5	行政・財政について	2	公共交通機関の整備・改善	4
インフラ整備・維持管理	5	福祉の充実	2	公共施設・公園等の整備・利用	3
地域・住民の交流	4	商業・娯楽施設の充実	1	教育環境の整備・充実	3
医療の充実	4	高齢者向けの対策	1	商業・娯楽施設の充実	2
生活マナーの向上・改善	3	自然環境の保全	1	地域・住民の交流	2
若者が生活できる環境づくり	3	若者が生活できる環境づくり	1	生活マナーの向上・改善	1
防災対策	3			街灯の設置	1
役所の対応について	2			自然環境の保全	1
文化・スポーツ施設の整備	2			若者が生活できる環境づくり	1
福祉の充実	1			医療の充実	1
その他	3			その他	2
総計	143	総計	41	総計	84

問16 これからのまちづくりには、市民の皆様の参加と行動が特に重要となります。あなたは、まちづくりへの関わりについてどのようにお考えですか。



【自由記入欄記入内容まとめ】

類型	種別	問題点	肯定	不満、疑問	要望、意見	総計	割合
	活性化	29	1	6	165	201	28.4%
産業振興	観光振興	3			26	29	4.1%
	農林業	1			8	9	1.3%
	産業振興 集計	4			34	38	5.4%
地域整備	まちづくり	2	3	3	63	71	10.0%
	自然・自然保全		2	2	7	11	1.6%
	住宅・土地	3		3	12	18	2.5%
	地域・暮らし	13	11	16	23	63	8.9%
	地域格差	2		7	12	21	3.0%
	地域整備 集計	20	16	31	117	184	26.0%
医療・福祉	医療			5	3	8	1.1%
	高齢化対策	3			17	20	2.8%
	出産・子育て	3	6	4	20	33	4.7%
	福祉・介護	2		8	16	26	3.7%
	医療・福祉 集計	8	6	17	56	87	12.3%
交通整備	公共交通			3	21	24	3.4%
	道路整備	1		14	17	32	4.5%
	交通整備 集計	1		17	38	56	7.9%
環境整備	教育	2	1		13	16	2.3%
	公共施設	1		4	7	12	1.7%
	防災		1	1	5	7	1.0%
	環境整備 集計	3	2	5	25	35	5.0%
その他	アンケート	2		17	4	23	3.3%
	行政・財政	1	1	16	19	37	5.2%
	市役所		6	8	8	22	3.1%
	その他	3	4	7	10	24	3.4%
	その他 集計	6	11	48	41	106	15.0%
総計		71	36	124	476	707	100.0%
割合		10.0%	5.1%	17.5%	67.3%	100.0%	

用語解説

あ

アクセス

目的地までの道路や交通手段。

アプローチ

建物・施設への導入路。

インバウンド観光

海外の外国人による訪日旅行。

NPO

社会貢献活動や慈善活動などを行う民間の非営利団体。

オール三次観光推進戦略

中国横断自動車道 尾道松江線の開通を活かし、観光協会、商工会議所、商工会、市役所・支所、サポーター等がチーム一丸となって外部からの集客・消費購買力を取り込もうとする戦略的取組。

か

回遊

あちこちを遊覧して回ること。

開発許可

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。建築物の建築等を目的とし、開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可は、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ること及び良好な宅地水準の確保を目的としている。

合併処理浄化槽

し尿と生活排水（台所や風呂等の排水）を合わせて処理する浄化槽。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理する。

環境基本計画

市民、事業者、行政など社会の構成員すべての参画と協働のもと、環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる計画。

業務

このマスタープランでは都市計画基礎調査の業務施設（銀行、会社、事務所、事務所附属倉庫）を指す。

景観計画

平成 16 年に施行された景観法に基づき景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画。本市は平成 17 年に景観行政団体となり、「三次市景観計画」を定めている。

建築協定

住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度で、敷地や建築物に関して、きめ細やかなルールを定めるもの。協定の締結には、市長の認可が必要となる。

高規格幹線道路

自動車の高速交通確保を図るため、主要都市間の連絡強化を目標とした全国的な自動車交通網を構成するための自動車専用道路。1987 年 6 月 26 日の道路審議会答申を受け、第四次全国総合開発計画（四全総）によって高規格幹線道路網が構想された。

公共下水道

都市の健全な発達、公衆衛生の向上、川や海などの公共用水域の水質の保全を目的として、市街地における下水（雨水又は汚水）を排除し、処理するために地方公共団体が管理する施設。

公共公益施設

道路・公園・下水道など公衆の利用を目的として整備された公共施設と教育・官公庁・医療などの生活のために必要な公益施設を合わせた呼称。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

交通結節

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われること。

国土利用計画

総合的、長期的な観点に立ち、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、国土の均衡ある発展を図ることを目的として策定される土地利用の基本方向を示す計画。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

コンパクト

まとまりある状態。

さ

市街地開発

一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ること。土地区画整理も市街地開発に含まれる。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織。

自助、共助、公助

自助とは、自らのことを自分ですること。共助とは、地域や近隣で助け合うこと。公助とは、行政が個人や地域を支援すること。

自然公園

自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。

(人口の) 自然減

死亡数から出生数を減じた数。

(人口の) 社会減

居住地の移動による人口の増減。転入と転出の差がマイナスの場合をいう。

斜面緑地

台地、丘陵などの斜面の緑地。都市の貴重な自然となるとともに、斜面の崩壊防止など様々な機能を担う。

集約型都市

少高齢化社会の到来、環境負荷の高まり、中心市街地の衰退、都市財政の圧迫などが顕著化されつつある社会に対応するため、都市機能・生活機能の集積の受け皿となる中心市街地、生活拠点の形成を図り、拠点間及び生活圏内のその他の地域を公共交通ネットワークなどにより連携させることで、産業、生活、環境の持続を図る都市構造。

商業

小売・卸売、飲食、宿泊。

人口ビジョン

国が進めている地方創生の諸施策を最大限活用し、第2次三次市総合計画において展開している「人口減少・少子高齢社会への挑戦」の基礎となる人口に関する現状分析を行い、めざ

す将来の方向や展望を明らかにしたもの。

親水性

水や川へのふれやすさ、親しみやすさ。

ストック

現在あるもの。たくわえ。

ストロー効果

交通網の開通により都市が発展したり衰退したりすること。

製造品出荷額等

1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計で、消費税等の内国消費税額を含んだ額。

総合計画

三次市が今後めざすべき将来像と、将来像を達成するためのまちづくりの目標や取組を総合的に示すもの。本市の行財政運営に関する計画の最上位に位置づけられ、各種の分野別計画の基本となる。

ソフト

サービスなどの役務（形として残らない物）を提供する施策。

ゾーン

都市計画においては、土地の合理的かつ効率的な利用が図られるように自然環境などを考慮して、区分したまとまり。

た

宅地開発

建築物の建築用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。

地域公共交通網形成計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成26年11月20日施行）に基づき、地域の持続可能な公共交通網の形成に向けたマスタープランとなる計画。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画のひとつ。都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことによって、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用の実現を目的に定めるもの。

地域防災計画

市民の生命、財産を災害から守るため、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及

び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。

地区計画

都市計画法に基づく都市計画のひとつ。ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の特性にふさわしい良好な環境整備、保全を図ることを目的によりきめ細かい規制を行う制度。地区・街区レベルの都市計画。

地方分権

住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるよう行政の仕組みを変えていこうとする考え方。

長寿命化

適切な維持管理、改修などによってインフラや施設を長持ちさせること。

低未利用地

本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

デニム

作業着や遊び着に用いられる先染めの厚地の綿織物。

デマンド

需要。要求。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない都市計画区域内・準都市計画区域内において、良好な環境の形成又は保持を図る観点から、特定の用途の建物が建てられないよう制限する地域。

都市機能

都市において必要な文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業、行政などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市計画基礎調査

都市計画を適切に策定し、実現することを目的に、概ね5年ごとに都市計画区域における人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などについて、現況を調査し、都市の動向を把握する調査。

都市計画区域

都道府県が、自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定した区域を都市計画区域という。都市計画法

に基づく、各種の都市計画を定める区域。

都市計画区域は、「一体的に整備、開発及び保全を行う区域」に指定されることとなっている。指定に当たっては、人口や産業等の動向、交通条件、土地利用条件、通勤通学圏等を勘案して定めることとされており、指定が行われると、様々な都市計画制度の適用が可能になるほか、建築物の建築に際しては建築確認を得ることが必要となる。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標や、具体の都市計画決定の方針について定める。都市計画区域マスタープランともいう。

都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可、承認を得て実施される道路、公園などの都市施設や土地区画整理事業などの市街地開発に関する事業。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて整備される道路。

都市景観

都市の風景、景色のこと。建築物などの人工的な構造物、農地や山林などの自然、歴史や文化などの地域資源、市民の暮らしなどの生活環境などで形成された景観を表す。

都市公園

都市公園法に基づく公園のこと。地方公共団体（県、市町）が主として屋外において休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他のレクリエーションの用に供する目的で設置し、あわせてオープンスペースを確保して防災避難等災害の防止に資する。

都市構造

都市の空間的な姿。

都市災害

人口や施設が集中している都市部における都市固有の被害がおよぶ災害。

都市施設

道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給・処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院等、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地など。

土地区画整理事業

都市基盤（道路や公園、下水道など）が未整備な市街地や今後市街化の進行が予想される地区を健全な市街地にするために、公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

土地利用規制

関係法令に基づいて土地の利用方法、建築物の目的・構造などに制限を加えること。

な

ネットワーク

網の目のように形成された構造体・つながり。

農業集落排水事業

農業集落のし尿、生活排水などの汚水、汚泥、雨水の処理を行う事業。各家庭のトイレや台所から出る汚水などを処理場に集め、それを浄化した後に川や用水路に流す。

農地転用

農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外の用地に転換すること。

は

ハザードマップ

予測される自然災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示したもので、防災、地震、洪水などのマップがある。

パブリック・コメント

地方自治体などが政策や計画などを策定するとき、事前に内容を公表して住民から意見を募集し、それを考慮して意志決定すること。

バリアフリー

障がい者や高齢者が社会参加する上での障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

避難所・避難地

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設するコミュニティセンターや学校等の建物をいう。避難地とは津波、山・がけ崩れの発生直後、危険から逃れるための避難先となる場所。

ポテンシャル

潜在する能力。可能性としての力。

や

U I Jターン

「Uターン」は都会に出た人が故郷に戻る。「Iターン」は都会で生まれた人が地方都市などに就職・定住すること。「Jターン」は地方から都会に出た人が、故郷に近い地方都市などで就職・定住すること。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

要支援者

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。良好な市街地の形成や住居、商業、工業などの適正な土地利用を誘導し、機能的な都市活動の確保を図ることを目的に定めるもので、地域地区の中で最も根幹をなす制度である。12種類に分類され、それぞれその目的に応じ、建物の用途や規模、形態が規定される。

ら

緑地

都市公園等の営造物である緑地を意味する狭義な緑地と、社寺境内地、農耕地、山林、河川・水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、良好な住環境を創出するため、土地所有者等の合意により区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する基準などを定め協定を締結するもの。

その他

(一)

一般県道

(主)

主要地方道

(都)

都市計画道路

三次市都市計画マスタープラン

発行／発行年月
広島県三次市 建設部 都市建築課／平成 28 年 3 月



〒728-8501
広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
TEL.0824-62-6160 FAX.0824-62-6166
<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>



三次市都市計画マスタープラン